

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年4月17日

【会社名】 アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社

【英訳名】 ARCHITECTS STUDIO JAPAN INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 丸山 雄平

【本店の所在の場所】 東京都港区浜松町二丁目7番5号

【電話番号】 03-6848-9500（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部・事業開発本部所管 長尾 康三

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区堂山町3番3号

【電話番号】 06-6363-5701（代表）

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理本部長 山口 裕司

【縦覧に供する場所】 アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社 大阪支店
（大阪市北区堂山町3番3号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

当社の財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1)当該事象の発生年月日

平成30年4月16日

(2)当該事象の内容

当社が保有する固定資産について、収益性の低下による減損の兆候が認められたことから、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、平成30年3月期第4四半期において減損処理を行い特別損失として計上することといたしました。

(3)当該事象の損益に与える影響額

当該事象の発生により、平成30年3月期の個別財務諸表において減損損失166百万円を特別損失として計上いたします。

以上